

要 請 書

2020年（令和2年）5月14日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
厚生労働大臣 加藤勝信 殿
総務大臣 高市早苗 殿

一般社団法人 Marriage For All Japan
－結婚の自由をすべての人に

代表理事 弁護士
寺原真希子

同 弁護士
三輪晃義

新型コロナウイルス感染症の拡大と緊急事態宣言発出という未曾有の事態の中ご尽力に敬意を表します。

一般社団法人「Marriage For All Japan－結婚の自由をすべての人に」では、このような状況のもとでLGBTQと呼ばれる性的少数者やその家族、同僚、友人など関係者が抱える困難や不安について、本年4月6日から同月30日まで緊急オンライン・アンケートを実施しました。アンケートには、236件の切実な回答が寄せられ、中には緊急に対応を要すると思われる事項が含まれていました。そこで、以下のとおり要請いたします。

要請の趣旨

- 1 救急搬送、PCR検査の実施や結果の告知、病院等への入院や治療方針の

説明・同意・決定など救急及び医療の場において、同性パートナーを、法律上の夫婦の場合と同様に家族として扱い、同性パートナーが、家族としての付き添いや立ち会い、治療に関する説明や同意・意思決定の場から排除されて、「居場所」や病状を教えてもらえない、治療法の決定の場に参加できない、他の法律上の親族に劣後して扱われるといった差別的扱いを受けることがないようにしてください。

2 政府や地方自治体が行う各種援助・助成の制度の策定及び運用にあたっては、法律上の性別が同じ者どうしのカップル（そのようなカップルが子育てをしている場合も含みます）等、性的少数者を構成員とする家族が、当該構成員の性的指向や性自認に起因して不利益を受けることがないようにしてください。

3 プライバシー侵害や差別偏見助長のおそれへの配慮

(1) 救急及び医療の場において、患者及び関係者が性的少数者である可能性があること、日本社会には性的少数者に対しては根強い差別や偏見が存在していること（法務省平成30年度啓発活動強調事項ウェブサイトほか）について、救急及び医療関係者に十分周知し、患者及び関係者のプライバシーや人格が不当に侵害されることのないようにしてください。

(2) 新型コロナウイルス感染症について、厚生労働省及び都道府県職員が、発生状況や原因を明らかにし、またはまん延防止のために、患者及び関係者等に質問及び調査を行う場合（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）第15条1項、2項）、また、厚生労働大臣及び都道府県知事が同感染症の発生の状況等について情報の公表（同法16条）を行う場合等において、対象者及び関係者が性的少数者やその家族である可能性があること、日本社会には性的少数者に対する根強い偏見や差別が

存在していることに十分配慮し、対象者・関係者のプライバシーや人格を不当に侵害することのないよう十分注意し、また十分注意するよう周知・徹底してください。

(3) 感染症法第16条に基づく情報の公表にあたっては、性的少数者に対する社会の差別偏見や好奇の目を助長することがないように十分注意してください。

4 日本社会で根強い差別や偏見に直面している性的少数者や性的少数者を構成員とする家族が、新型コロナウイルス感染症の拡大と緊急事態宣言の中で差別されたり人権を侵害されたりすることのないよう、内閣総理大臣が国会等の場でメッセージを発出してください。

要請の理由

1 救急・医療の場で家族として扱われること

今回のアンケートに対しては、4月30日までに236件の回答が寄せられましたが、注目されるのは、「入院・緊急・万が一の時に連絡がとれるか（家族として扱ってもらえるか）の不安」が87件（約36%）に及んでいることです（「新型コロナウイルスの感染拡大により、特に、パートナーとの関係が保障されていないために、抱えている困難や不安、実際に起きた出来事など」との質問に対する自由回答）。

日本でも、たくさんの同性のカップルが家族として法律上の夫婦と同様の生活をし、子どもを一緒に育てている同性のカップルも増えています。しかし、いかに家族として生活している実態があっても、法律上の婚姻ができないことから、パートナーや、パートナーの子どもとの関係は、法律上「他人」の状態とされていることが少なくありません（パートナーの子どもと養子縁組をするためには、法律上の夫婦であれば縁組の届出のみで可能ですが、同性カップルの場合は婚姻ができないため、家庭裁判所の許

可を経ることが必要です。民法798条本文及びただし書)。医療や教育等社会生活の場でもパートナーやその子どものことを家族として説明できない、説明しても理解されずに家族として扱われないという切実な問題に日々直面しています。

新型コロナウイルス感染症については、当初症状の軽かった者が急激に重症化する特徴が報告されています。もし、自分自身や同性のパートナー、あるいはいっしょに養育してきたパートナーの子どもがそのような事態となって救急車を呼んだり、緊急の治療を受ける等の際に、自分が家族として扱われず、付き添って同行したり、病状等の説明を受けたり、治療方針について必要な判断をしたりすることができないのではないかと、他の法律上の親族より劣後して扱われるのではないかとという不安はきわめて切実です。

救急搬送を含め、検査や医療の現場において、同性のパートナーが、法律上の夫婦の場合と同様に家族として扱われ、排除されたり不当な差別的扱いを受けたりすることがないように、また、関係部署や民間の医療関係機関への周知を是非とも行ってください。

(参考)

○消防庁長官が定める「救急業務実施基準」第20条(関係者の同乗)は、「隊員及び准隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者の関係者又は警察官が同乗を求めたときは、これに応ずるよう努めるものとする。」としています。

。

上記基準について、法律上同性のパートナーも、法律上の夫婦と同様に扱い得ることを明確にし周知してください(地方自治体の発行するパートナーシップ証明等の提示が無い場合も、説明や状況に基づき柔軟に認定をするようにしてください)。

○厚生労働省 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの

ためのガイドランス」（改訂 平成30年3月）では、「本人の**家族等**であることを確認した上で、治療等を行うに当たり必要な範囲で、情報提供を行うとともに、本人の過去の病歴、治療歴等について情報の取得を行う。本人の意識が回復した際には、速やかに、提供及び取得した個人情報の内容とその相手について本人に説明するとともに、本人からの申出があった場合、取得した個人情報の内容の訂正等、病状の説明を行う家族等の対象者の変更等を行う」とされています。

この「家族等」に同性パートナーが含まれることを明確にし、周知してください。

- 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」「解説編」は、本人の意思決定が確認できない場合には**家族等**による本人の意思の推定を尊重することとし、本人の意思が推定できないときは本人にとって何が最善かを家族等と話し合うとされ、「**家族等**とは、「今後、単身世帯が増えることも想定し、本人が信頼を寄せ、人生の最終段階の本人を支える存在であるという趣旨ですから、法的な意味での親族関係のみを意味せず、より広い範囲の人（親しい友人等）を含みます」としています。

上記趣旨より、この「家族等」には当然に同性パートナーが含まれることを明確にし、周知してください。

2 各種・援助・助成について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、各省庁や自治体において、国民や事業者の生活を支えるために種々の援助・助成の施策が検討・実施されています。

法律上同性の者どうしが婚姻できないことに起因して、同性カップルやその家族が差別的扱いをされたり不利益を被ることが無いようにしてくだ

さい。

(例)

- 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」及び「同支援金」（厚労省）について、同性カップルがカップルの一方の子を現に養育しており法的親子関係の無い同性パートナーが当該子どもの監護のために仕事を休んだ場合でも対象となる保護者に該当することを周知徹底してください。また、上記対象となる保護者等に該当することの認定については、同性カップルに不可能を強いたり過大な負担を強いることのないよう柔軟に運用してください。

3 アウティングについて

- ア 今回の調査で、同様に多くの不安が寄せられたのが、「家族・友人・病院・会社・学校への報告や公表に関する不安」です。今回の調査では、パートナーとの関係が保障されていないことに関する質問への自由回答で32件、一人のLGBT当事者としての不安に関する質問への回答で35件が、不必要な情報が意に反して開示されることへの不安として分類されるものでした。

日本社会には、同性愛者など性的指向に関する少数者の人々への根強い偏見が存在し、性自認に関する少数者の人々についても心ない好奇の目にさらされる等社会生活の様々な場面で人権問題が発生していることが、法務省のウェブサイトでも指摘されています（法務省平成30年度啓発活動強調事項ウェブサイトほか）。また、法律が家族と認めていないこと自体も差別の意識を生み出す要因になっていると考えられます。

- イ 上記をふまえ、救急搬送や医療の場において、また、感染症法第15条1項及び2項に基づき質問及び調査を行い、同法16条に基づき情報の提供をなすにあたっては、対象者のプライバシーを侵害したり人格傷つける

ことのないよう十分注意し、また、注意すべきことを周知・徹底してください。

具体的には、患者等のパートナーが同性の者である場合や、患者・関係者の法律上の氏名や性別が外見に基づくイメージと一致しない場合に、そのことを揶揄する言動はもちろん、ことさらに驚いたり不審がる対応をしないこと、必要が無いのに第三者にプライバシーが知られることがないよう注意をしてください。

ウ また、治療法の確立していない感染症が拡大する際には、社会が、患者・感染者の具体的な行動歴や接触歴に好奇の目を向けて暴くことを求めたり、敵意を向けたりすることが起こりがちです。

いわゆる「エイズパニック」のさ中の1987年1月には、厚生省（当時）のエイズサーベイランス委員会や神戸市の発表を起因として、多数のメディアが競って当該患者の身元をさぐりあて、写真週刊誌が「感染防止」をうたって患者の顔写真を掲載する等した事象もおきています（神戸事件・大阪地方裁判所平成元年12月27日判決等）。このような事象が誘発される危険性は、感染者等が、もともと社会の偏見や好奇の目にさらされやすい性的少数者の場合には、いっそう大きくなると思われます。その結果、患者・感染者等が治療の機会を奪われるだけでなく、それらの者が感染を他に拡大させないための指導助言を受けたり、感染を広げるおそれのない施設に入院等する機会を失わせ、社会全体の不利益となります。

感染症法第16条2項は、情報の公表にあたっては個人情報保護に留意すべきことを定め、厚生労働省においても「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」を定める等していますが、情報の公表にあたっては、これらの基準を機械的にあてはめて運用するのではなく、通常であれば公表に問題の無い情報であっても、社会の性的少数者に対する差別や偏見のために、情報の公表が、差別・偏見を助長したり

好奇の感情に応えることのみを目的とした扇情的報道を誘発して、患者・感染者の人権と公衆衛生上の利益双方を大きく害するおそれがあることに十分留意するよう、周知・徹底してください。

4 国・政府が先頭にたって差別や偏見の抑止を呼びかけてほしいこと

感染症法は、前文、第2条（基本理念）、第3条（国及び地方公共団体の責務）、第4条（国民の責務）、第5条（医師等の責務）において、「感染症の患者等が置かれている状況を深く認識」することや「感染症の患者等の人権」を尊重することを繰り返し求めています。

それは、かつて感染症対策を進める過程で、患者・感染・社会的弱者等に対する言われのない差別や偏見が広がったり、社会的弱者が医療や救援施策にアクセスする機会を奪われ大きな犠牲を強いられた歴史があるからです。差別や偏見をおさえ、患者等の人権や医療の機会を十分に保障してはじめて感染症の抑止という公衆衛生上の目的が達成可能となることが歴史の教訓であり、上記法律が人権尊重等を強調する理由です。

今回の緊急アンケートの結果は、LGBTQ当事者や当事者を構成員とする家族がかつて繰り返されたそのような不安を現実におこりうる問題として実感していることを示しています。

日本社会で根強い差別や偏見に直面している性的少数者や性的少数者を構成員とする家族が、新型コロナウイルス感染症の拡大と緊急事態宣言の中で差別されたり人権を侵害されたりすることのないよう、また、感染拡大防止のために行われる情報の公表に起因して社会に存在する性的少数者に対する偏見や差別が助長されることのないよう、安倍首相が国会等の場でメッセージを発出することは、LGBTQの当事者はもちろん、すべての人の命と健康を守る上でも大きな意味があります。

以上の理由より、頭書のとおり要請いたします。

以上